

平成 30 年度

健康福祉部・備前保健所の 基本方針と主要施策

(備前県民局の概要)

岡山県備前県民局健康福祉部
岡山県備前保健所

健康福祉部・備前保健所の基本方針と主要施策

○ 基本方針

急速な少子・高齢化の進行や人口減少の進展などを背景に、生活習慣病や心の健康問題、認知症患者の増加や子どもの貧困・虐待問題、介護の担い手不足、高齢者が尊厳を保持し住み慣れた家庭や地域で暮らしたいというニーズの増加など保健医療福祉を取り巻く課題が多種多様化・深刻化してきている。

また、新型インフルエンザ等感染症の脅威、食の安全の問題など人々の「安全・安心」に対する関心がますます高まっている。

このような課題に対応するため、子育て支援の基盤強化、心と体の健康づくりの推進、地域医療・介護の総合的な確保、障害のある人の自立と社会参加の促進、食の安全・安心など生活衛生対策の推進等、保健・医療・福祉サービスの一層の充実を図るための施策を推進する。

○ 主要施策

1 子育て支援の基盤強化

「新晴れの国おかやま生き活きプラン」（H29～H32年度）及び「岡山いきいき子どもプラン2015」（H27～H31年度）に基づき、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進する。

（1）健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

ア 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援

中高生等が、妊娠・出産に関する正しい知識を学び、乳児とふれあうことにより、将来結婚や子育てをしたいという気持ちの醸成を図る。

（ア）未来のパパ＆ママを育てる出前講座

（イ）思春期ふれあい体験事業の充実

（地区組織と保健・教育との連携）



思春期ふれあい体験

イ 妊娠期からの保健医療の連携支援

（ア）妊娠期からの虐待予防のため、県南東部圏域の保健・産科・精神科医療機関の連絡会や研修

会を実施することにより、連携支援体制の強化を図る。

（イ）出産後の支援システムの構築と母乳育児の推進を図る。

ウ 地域全体で子育てを支援する地域づくりの推進

地域全体での子育て支援や食育推進等の活動を主体的に行っている愛育委員や栄養委員等の「地域のお母さんが進める健康支援事業」を推進する。

エ 歯の健康づくり

市町村の歯科保健事業の充実のため情報交換の場を設け、関係団体と協働して歯科保健の推進を図る。（歯科保健連絡会議の開催）

(2) 少子化対策の総合的な推進

ア みんなで子ども・子育てを推進する地域づくり

市町村が実施する家族・地域のきずな力を高めるなどの地域の特性を踏まえた「少子化突破モデル構築支援事業（本庁新規）」を、管内市町村（岡山市を除く）が積極的に取り組むよう呼びかける。

イ 結婚を応援するための支援体制づくり

おかやま縁むすびネットの運用促進や、結婚を視野に入れたライフデザインフォーラム等により結婚気運の醸成を図る。（本庁拡充）

ウ 社会全体での子育て気運の醸成

おかやま子育てカレッジ（管内7大学等）による子育て支援の周知、「子育て応援宣言企業」の登録促進、「ももっこステーション」の普及促進を支援する。

エ 子ども・子育て支援環境の充実

(ア) 1歳からの入所緊急対策事業（本庁新規）

待機児童解消につなげるため、1・2歳児の受入を積極的に行う民間保育所等を支援する市町村に補助する。

(イ) 保育人材の確保（本庁新規）

保育士不足を解消するため、保育士養成施設との連携強化や、保育士等待遇改善のための研修会の情報提供等により、保育人材を確保する。

(3) 子どもを守り支援する体制づくり

ア 子ども虐待防止対策の充実

児童相談所等と連携し、児童虐待防止の要である市町村要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、支援の一体化、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働体制を推進する「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進する。

イ 発達に課題を抱える子どもの支援体制の充実

発達に課題を抱える子どもの健やかな発達を支援し、親が安心して育児ができるために、早期発見・早期療育や切れ目のない支援体制を整備する。

(ア) 母子保健評価事業等による市町村母子保健事業の基盤整備の充実

(イ) 子どもの発達支援相談の開催

発達上の課題を持つ子どもの早期発見・早期支援を図るため、専門医による相談や保健師による訪問相談等を実施するなど、関係機関と連携した支援を行う。

(ウ) 支援体制の整備促進

市町村において地域自立支援協議会を活用し、十分な相談支援を提供できるよう支援する。

(エ) 不登校、不適応等の防止

市町村と学校等が切れ目のない支援を継続できるよう、就学前後の情報連携等に取り組む。

ウ ひとり親家庭の自立支援・子どもの貧困対策の推進

(ア) 母子・父子自立支援員による相談支援体制の充実

(イ) 福祉資金貸付制度・給付制度の活用

(ウ) 「子どもの貧困」への対応

・子どもの貧困支援者連携強化事業（本庁新規）

・子どもの貧困に継続的に取り組む地域づくりの促進

2 心と体の健康づくりの推進

全ての県民が健康で生きる喜びを感じられる長寿社会の実現のため、「第2次健康おかやま21」(H25～H34年度)に基づき、県民の心と体の健康を守りさらに推進できるよう、幅広い関係機関・団体等と協働しながら、健康づくりに向けた普及啓発と環境の整備を進める。

(1) 健康づくりの推進

ア 生活習慣病の発症予防と早期発見、重症化予防の推進

市町村や関係機関と連携し、生活習慣病の発症予防と早期発見、重症化予防対策を進める。

(ア) 糖尿病予防戦略事業の実施

(イ) がん予防の普及啓発と早期発見のための検診体制の充実

たばこからの健康影響普及講座事業（小中学校との連携による子供の健康教育）

(ウ) 地域・職域保健連携推進事業

(エ) 健康づくり環境整備事業の推進

「栄養成分表示の店」登録事業、「禁煙・分煙実施施設」認定事業

イ 地域の健康づくりボランティア（愛育委員・栄養委員）の育成支援

管内理事会、研修会等の実施をとおして組織活動の充実を図るとともに、地域のつながりを重視した健康づくり活動を展開する。

(ア) がん検診のキャンペーン

(イ) 地域のお母さんが進める健康支援事業

(ウ) 食農団体と協働した地域ぐるみの食生活改善活動

・東備のおいしい野菜と魚で元気もりもり大作戦！
事業

・みんなですすめる野菜5皿健康づくり事業



東備のおいしい野菜と魚で

元気もりもり大作戦！

(2) 心の健康づくりの推進

ア 医療導入や治療継続が困難な精神疾患者への支援

市町村や精神保健福祉センターと連携しながら、医師を含めた多職種チームによるアウトリーチ（訪問支援）により、地域生活が維持できるよう支援を行う。また、法に基づく通報事例については、早期に適切な支援を行うとともに、支援が途切れるとのないよう、警察署・精神科病院等の関係機関と連携強化を図る。

イ 自殺予防対策の推進

愛育委員・栄養委員をはじめとする地域住民相互の声かけ等ソーシャルキャピタルの充実、地域包括ケアの視点により自殺予防を推進する。

また、市町村の実情に応じた市町村自殺対策計画策定に向けての支援をする。

ウ ひきこもり対策の充実

ひきこもり対策連絡会議を開催し、学校、教育委員会、生活保護、自立支援協議会等の関係機関と情報共有を図り、専門家を交えた研修会の開催等により関係者の対応能力の向上を目指すとともに、関係機関から相談があった要支援者について、精神保

健相談や訪問等により支援を行う。

(3) 感染症対策等の充実強化

ア 新型インフルエンザ等の新興感染症対策の充実
医療機関等の体制づくり、発生予防・まん延防止のための普及啓発や患者等移送ネットワークなど、健康危機管理拠点としての体制を整備する。

イ ノロウイルスによる感染性胃腸炎等対策の充実
特に冬場の流行前には、発生時の対応や予防策について社会福祉施設への研修会を行い、また発生時には拡大防止に向けて早期に迅速な立入指導等を行い蔓延防止対策をすすめる。

ウ 高病原性鳥インフルエンザ対策

ヒトへの感染を予防するため、部内各チームの業務が円滑に行えるよう農林水産事業部と連携し、高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部県民健康対策班マニュアルに基づき、初動対応の体制整備を図る。

エ 健康危機管理体制の促進

感染症、食中毒等により生じる健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生予防及び拡大防止を図るため、初動体制の充実などにより、健康危機管理体制の整備促進を図る。



感染症対策研修会

3 地域医療・介護の総合的な確保

(1) 地域における医療・介護提供体制の整備

「第8次岡山県保健医療計画」(H30～H35年度)の「県南東部保健医療圏地域保健医療計画」の推進や、疾病の予防から治療・リハビリテーション・介護まで、病院等の施設や地域におけるより良質で、効率的な保健医療体制を推進する。

ア 地域医療構想の実現に向けた取組

2025年向け、病床の機能分化・連携を進める等のために策定した地域医療構想を実現するため、関係者との協議及び調整等を行うための「県南東部地域医療構想調整会議」を開催する。

イ 地域医療連携の推進

(ア) 県南東部地域医療連携推進会議の開催

地域包括ケアシステム構築に向けて、脳卒中等の在宅医療・介護連携に関する地域の課題や広域連携が必要な事項について協議し、二次医療圏内での多職種協働による連携体制の強化を図る。

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業の支援

各市町村が在宅医療・介護連携推進事業を効果的・効率的に実施できるよう、担当者会議等を通じ情報提供や取組の共有を図る。

(ウ) 広域医療連携事業

県南東部圏域において、医療・介護の多職種連携推進のための研修会を行うとともに、入退院ルールの推進を図ること等により岡山市内に集中する急性期医療と身近な市町村の在宅医療・介護を結びつけ、切れ目のない在宅療養支援を目指す。

ウ 救急医療提供体制等の整備

救急医療に関する課題等の検討等を行うため、医師会・消防・救急医療機関等から

なる県南東部圏域救急医療体制推進協議会を開催し、救急医療体制の充実と連携強化を図る。

エ 医療機関への指導・支援等

医療機関における人員及び構造設備等、適正な管理を行っているかについて所内の医師、薬剤師、保健師、栄養士、放射線技師、事務職等が連携して立入検査を行う。

特に、安全管理のための体制の確保や院内感染防止対策等について、重点的に指導・支援を行う。

(2) 地域包括ケアシステム構築の推進

ア 地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村支援

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

住民等の多様な主体の参画により、生活支援などの多様なサービスを提供する総合事業が、各市町村で円滑に実施できるよう支援する。

(イ) 介護予防市町村支援事業の実施

単県補助事業を活用して、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、介護予防に資する先導的な取組を支援するとともに、今後の必要性が高く、需要が見込まれる通いの場の立ち上げ等を支援する。



先導的取組例(通所付添活動促進事業(出発式))

(ウ) 新たな介護予防サービス導入促進事業の実施

高齢者の介護予防・生活支援に関心のある県民を対象にワークショップを開催し、介護予防・日常生活支援総合事業を始めとした地域支援事業への関心を高め、新たな担い手としての参加促進を図る。

イ 認知症高齢者を地域で支えるための支援

(ア) 「岡山県備前地域認知症疾患医療連携協議会」を通じて認知症の早期発見や早期診断、医療や介護が適切に提供できる体制づくりを支援する。

(イ) 認知症疾患医療センター（岡山大学病院及び慈生病院）と市町村及び地域包括支援センターの連携を促進する。

(ウ) 市町村及び認知症家族の会岡山支部と連携を深め、認知症高齢者とその家族の支援体制の強化を図る。

(3) 社会福祉法人、介護保険・障害福祉サービス事業者等への指導監査等

ア 社会福祉法人等に対する指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の管理運営が適切に行われるよう、法人・施設の指導監査を実施する。法人については、改正後の社会福祉法に基づく運営体制が確保されているか、施設については、職員配置基準の遵守状況や不適切な処遇が行われていないか、適正に会計処理が行われているかなどに重点を置き、適切な指導を行う。

また、法人所管と施設所管が異なる場合の各市との連携については、情報共有や資料提供を行うなど、より一層の強化に努める。

さらに、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、立入検査の強化等により、適正な運営の確保に努める。

なお、法人・施設等に対する苦情や不正等の情報については、迅速な確認、市町村等の関係機関と連携等により、必要に応じた指導や監査を実施する。

イ 介護サービス事業者への指導・支援等

介護サービス等の適正な提供と事業者の育成、支援を進めるため、事業者への計画的な実地指導により、事業者に対する制度の周知徹底に努める。特に、新規指定の事業者や課題を有する事業者については優先的に実地指導を行う。

ウ 障害福祉サービス事業者への指導・支援等

障害者・障害児に対する障害福祉サービス等の質の確保と事業者の育成、支援を図るため、計画的な実地指導により、事業者に対する制度の周知徹底に努める。特に、昨年度障害者の大量解雇事案が発生した就労継続支援A型事業所に対する指導、支援を重点的に行う。

また、新規指定の事業者や課題を有する事業者について優先的に実地指導を行うとともに、事業者に対する苦情や不正等の情報については、迅速な確認、市町村等の関係機関との連携等により、必要に応じた指導や監査を実施する。

さらに、制度改正、報酬改定について適切に対応するよう、事業者への情報提供と指導に努める。

4 障害のある人の自立と社会参加の促進等

障害のある人が、住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら、安心して自立した生活を送ることができ、障害の有無にかかわらず全ての住民が人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向け、市町村への支援や事業者の指導等を行うとともに、障害のある人への県民の理解を促進するために保健と福祉が連携して啓発事業等を実施する。併せて、自立のために必要な就労に向けての支援を行う。

また、健康で文化的な生活水準を保障する生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正な実施に努める。

(1) 障害のある人の地域生活を支える基盤の整備

ア 地域生活支援拠点の整備・充実

地域における課題の解決を目指し、障害のある人の地域生活支援を推進するため、市町村又は圏域で取り組んでいる地域生活支援拠点の整備等を支援する。

イ 発達障害児（者）支援体制の充実

発達障害のある人が、社会で自立した生活を送り、社会参加できるよう市町村において地域自立支援協議会を活用した十分な相談支援を提供されるトータルライフ支援体制を整備する。

ウ 就労支援の充実

障害者の一般就労、工賃水準向上などの取組を円滑に推進するため、地域自立支援協議会の活動を支援するとともに、作業所等での生産品の販売促進や障害者優先調達制度の利用を促進する。

エ 障害者虐待防止・差別解消対策の推進

市町村虐待防止センター等と連携を図り、虐待防止、早期発見、差別解消に努める。

また、府内においても職員向け研修を実施する。



職員局内点検（備前局弓之町庁舎）

オ 精神障害者への地域移行・地域定着の支援

精神科病院に長期入院している退院可能な精神障害者の地域生活移行を促進するため、障害福祉サービスの利用調整など、退院から地域生活定着に向けた支援を進める。

カ 難病患者への相談支援体制の充実

医療費助成等、制度の動向を踏まえながら、適切な対応を図るため、関係医療機関等との連携を密にし、療養生活の質の向上に努める。

また、市町村や難病指定医療機関等の関係者と連携しながら、難病患者災害時要援護者個別支援シートの作成及び更新などを随時行い、介護力の限界を超えないように、レスパイト入院の確保や訪問相談や指導など円滑な利用のための支援を行い、体制の整備を促進する。

(2) 生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正等への適切な対応

ア 生活困窮者の自立支援の強化

局に配置する生活困窮者相談支援員・就労支援員が中心となり、関係機関と協力しながら早期の困窮者発見に努め、各種相談に迅速に対応する。また、福祉事務所を設置しない和気・吉備中央両町においても自立相談支援事業の一次的な相談機能を担うことが可能となる制度改正となることから、その情報提供と積極的取組についての働きかけを行う。

イ 生活保護制度における自立支援の強化、適正化の推進

法改正により医療扶助における後発医薬品の原則化の措置が講じられるため、医療扶助受給者・管内医療機関への周知を図り、医療扶助の適正化を進める。

保護が必要な人が受け（漏給防止）、受給要件を欠く者が受けない（濫給防止）ことを基本に運用し、他法他施策の活用や関係機関との連携により自立を支援する等、個々のケースに応じ援助の方向性を明確にし、着実に支援を進める。

また、不正受給等不適切な事例は日常的な指導や各種調査の実施により未然に防止するとともに、不正が発見された場合は法に基づく指導・指示を経て廃止等厳正な処分を行う。

5 生活衛生対策の推進等

(1) 食の安全・安心の確保

ア 監視指導及び管内製造・流通食品検査の強化等

大型の食品製造施設等を対象に、食品衛生監視機動班による重点的な監視指導を実施するほか、管内の食品関連事業者に対して効果的・効率的に監視指導や収去検査を実施するとともに、食品衛生法改正を踏まえH A C C Pによる衛生管理の制度化について周知し、導入促進を図る。

また、出前講座等による食品衛生知識の普及やリスクコミュニケーション事業の推進を図る。

イ ノロウイルス食中毒への対策

ノロウイルス食中毒は、調理従事者を介して汚染された食品が原因となることが多いことから、仕出し屋・旅館・学校病院等に対し、調理従事者に係る衛生管理について、周知・指導を行う。

ウ かきの安全確保等

生食用かき出荷前から生産者による自主検査の実施など、自主管理体制の確立についても指導を行う。

(2) 生活衛生営業の衛生確保等

ア 生活衛生営業施設の衛生確保

理容所・美容所等に計画的に立入りし、消毒等衛生確保について指導を行う。

イ レジオネラ感染症防止対策

公衆浴場、旅館等入浴施設に対して、理解しやすいパンフレットを活用して自主管理の徹底を指導するとともに、計画的に水質検査を実施し結果に基づいた指導を行う。

ウ 住宅宿泊事業対策（新規）

住宅宿泊事業法の施行について周知に努め、いわゆる民泊事業者の円滑な事業開始を図るとともに、必要に応じ管内市町村等関係部署と連携しながら適正な事業運営について指導監督を行う。

住宅宿泊事業法に基づく届出又は旅館業法に基づく許可を取得せず営業をする施設を発見した場合は届出又は許可の取得について指導し、従わない悪質な事業者がある場合は、旅館業法違反として厳正に対処する。

（3） 医薬品等の適正使用等

ア 医薬品等の適正使用等

薬局、医薬品販売業、医療機器販売・貸与業、毒物劇物販売業者等に対し、医薬品医療機器法関係法令への適切な対応及び医薬品の適正使用に必要な情報提供の徹底を重点とした監視指導を実施する。

また、免許申請等麻薬関係の手続きについて適切に処理するとともに、麻薬業務所に対し適正な麻薬の取扱いや廃棄等について指導する。

イ 覚醒剤等薬物乱用防止

「覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会」を中心に、青少年に対して乱用薬物の恐ろしさについて普及啓発し、乱用の防止を図る。

各種啓発事業においては、危険ドラッグ乱用防止啓発パネル、DVDの貸出しを行うなど啓発資材を積極的に活用する。

- (ア) ヤング街頭キャンペーン
- (イ) 高等学校文化祭等における啓発活動
(地元愛育委員会等との協働)
- (ウ) 薬物乱用防止教室への講師派遣
- (エ) 覚醒剤等薬物相談窓口の周知



覚醒剤等薬物乱用防止キャンペーン

ウ 若年層献血の推進

管内市町村や愛育委員会等と連携し、高等学校等において積極的な普及啓発活動を実施し、若年層の献血意識の高揚に努める。

（4）衛生検査業務の推進

備前、備中及び美作県民局の健康福祉部衛生課及び保健課の依頼に基づく各種試験検査に迅速かつ的確に対応する。

主な検査業務は次のとおりである。

ア 食品等の試験検査

県内で流通している食品の安全性を確認するための収去検査や試買検査（成分規格、食品添加物、汚染微生物の検査等）

イ 生活衛生検査

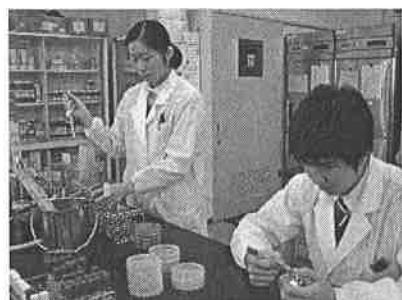
公衆浴場、旅館入浴施設等でのレジオネラ症感染防止対策及び遊泳用プールの衛生確保のための検査（浴場水、プール水等）

ウ 食中毒及び感染症検査

食中毒の原因究明や感染症の拡大防止のための検査（食中毒原因菌、寄生虫、ノロウイルス、感染症起因菌の検査、HIV迅速検査等）



【理化学検査】



【微生物検査】